

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成23年度第3回高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	平成23年11月1日（火）13時30分～14時40分
開催場所	高松市役所 113会議室
審議事項	1 新・高松市自転車等駐車対策総合計画（案）について 2 今後のスケジュールについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 13人 (うち代理人2人)	伊藤会長，岡田委員，柴田委員，古山委員，岩部委員，井上委員，森澤委員，堤委員，中村委員，寺川（代：山本）委員，加地委員，天野（代：井口）委員，尼子委員
傍聴者	0人（定員 2人）
担当課および 連絡先	まちなか再生課 087-839-2445

審議経過および審議結果

【審議内容】

議題1 新・高松市自転車等駐車対策総合計画（案）について

〔現状と課題について〕

尼子委員：放置自転車等禁止区域内に約500台の放置自転車が存在、とあるが、どの様な調査による結果なのか？

事務局：本年度の実態調査における結果であり、総合計画の対象区域内における瞬間の最大放置駐輪の台数となっている。

〔事務所・集合住宅に対する自転車等駐車場の附置義務について〕

伊藤会長：附置義務の対象に「事務所」と「集合住宅」の追加があり、基準値が示されているが、その根拠について説明願います。

事務局：事務所の基準については、対象区域内の比較的規模の大きい事務所（約20箇所）を対象に駐輪台数や延床面積の調査を実施、駐車需要

と事務所規模の関係から設置基準を算定した。各事業所の延床面積と駐車需要の関係から、1台あたり約100㎡の需要があることが推計された。また、最低限の整備対象を20台(10m÷0.5m/台)とし、それに相当する面積として、2,000㎡以上とした。

集合住宅の基準については、中心市街地における1世帯あたりの人員と、自転車保有率の関係から設置基準を算定した。市街地中心部における1世帯あたりの自転車保有台数は概ね1台程度であるため、事務所の考え方と同様、20戸以上を対象に1世帯あたり1台の基準とするものである。

いずれの基準も、他都市における設置基準と同値、又は近似した値であることを確認している。

伊藤会長：他都市の事例をみても、妥当な設置基準であると考えたということか。

事務局：その通りである。

柴田委員：既往の設置基準についての見直しは特に必要ないのか？

事務局：本市では全国的にも厳しい設置基準を設けており、変更の予定はない。

新たに追加する「事務所」と「集合住宅」については既存の建物には適用外となるが少しでも駐輪スペースを確保するために啓発はしていきたい。

伊藤会長：2,000㎡以上の事務所はどれくらいあるのか。

事務局：対象区域内で88ビルである。

伊藤会長：駐輪場の設置はどのくらいされているのか。

事務局：駐輪場は設置されているが、容量が足りていない状況である。詳細については現在調査中のため不明である。

〔主な関係機関による啓発活動〕

伊藤会長：ソフト面の対応は教本の作成とあるが、どのようなイメージであるか？

事務局：教本というよりもパンフレットのようなものをイメージしている。具体的な内容までは考えていないが、まちづくりの観点からも役立つパンフレットが好ましいと思う。

議題2 今後のスケジュールについて

伊藤会長：本日の審議を受けて、事務局にはパブリックコメントの募集をお願いしたい。

次回はその結果報告と、これまでの内容をとりまとめて高松市長へ提出したいと思う。

以上